

## ボランティアから見た社会問題と公共性

### 1、はじめに

多くの場合、ボランティア活動は、ひとが社会問題に出会って、それを解決したいと考えることから、始まる。ボランティア団体（VO）にとって、公共性、あるいは、公共的な議論を喚起することは、もっとも基本的な活動である。VOは、ある社会問題の解決を目的とする団体である（その問題の当事者である場合もあるが、当事者ではない場合もある。またその境界が曖昧なものもある）。そして、会員の募集、活動への支援の呼びかけのためには、その問題についての意見（その現状、その原因、解決方法、などについての意見）を公表し、その意見についての賛同を訴えなければならない。ある社会問題についての公共的な議論に訴えて、賛同者や支援を集めることによって、はじめてVOは成立するのである。ところで、VOは、そのように自らの意見を公共に訴えて、集まった賛同者の活動によって、その問題を解決することが可能な場合もあるが、自らの活動だけでは解決できないような問題の場合には、その問題の解決に向けて、世論や政府を動かす必要がある。そのときにも、公共の議論に訴えることになる。

このように、ボランティア活動は、社会問題と公共性に深く関わっている。ここでは、その関係を詳しく考察したい。

### 2 「社会問題」の定義の試み

（この2と次の3は、拙論「社会問題とコミュニケーション」からの転載です。）

社会問題を困っている人の人数、解決によって利益を受ける人の人数によって、定義することはできない。なぜなら、たとえ全員が困っているとしても、たとえば老いや死の問題は、社会問題ではない。恋愛問題にどれほど多くの人が悩んでいるとしても、それは社会問題ではない。また逆に、死刑の問題などのように、あるいはある種の差別のように、非常に少数の人が困っている問題であるとしても、それが社会問題である、という場合がある。

社会問題とは、社会のあり方と深く関係した問題であるということができようが、しかし、これだけでは、非常に曖昧である。これは、つぎのうちのどの関係だろうか。

（1）社会問題は、「社会的な原因」で生じる問題である。

（2）社会問題は、社会が解決すべき責任のある問題である。

（3）社会問題は、社会全体の取り組みによってしか解決できない問題である。

（1）については、マートンも指摘しているのだが、その結果が甚大であれば、それは社会問題になりうるので、この定義では狭すぎる。（2）もまた狭すぎる。この場合にも、天災のように社会に原因がない問題については、社会にその責任はないことになり、それゆえに、社会問題に含まれなくなってしまうからである。ところで、「社会に原因のある問題」とか「社会に解決の責任がある問題」という定義は、社会の成立を前提することになる。しかし、社会という共同体の成立そのものが、何らかの問題の解決のための手段で

あったといえるのならば、社会の成立以前にあるその問題は、(1)と(2)の定義では、含まれないことになってしまう。しかし、このような問題は社会問題だといえるのではないだろうか。それは、例えば、自然状態における戦争やその不安をなくして平和を確立するという問題であるかもしれないし、自然の災害から生活を守るための共同作業の必要性という問題かもしれない。たしかに、(1)と(2)で定義される問題は、社会問題であるが、しかし、社会問題はそれだけではないので、これらは、定義としては、狭すぎる。

したがって、われわれは社会問題の定義として(3)を採用したい。ある人々が共同で取り組むことによって、問題を解決することによって、そこに共同作業をおこなう集団が成立する。また、一旦そうして共同社会が出来ると、その共同社会全体によってしか解決できない問題が、その社会にとっての社会問題だと見なされる。それは、ある問題を解決するために、法律などの共通のルールをつくったり、問題解決のための組織や制度をつくることである。また、それらが新しい問題に対応できなくなったときには、それを修正したり、廃止することである。つまり、社会問題とは、社会による制度的な対応が必要な問題だということも出来るだろう。” ” この場合の共同社会としては、問題の広がりに応じて、近隣地域から、市や県などの地方公共団体、国をへて、地球の人類社会まで考えられる。環境問題、南北問題、地域紛争、民族紛争などは、人類社会全体で取り組まなければ解決できない問題である。このような問題は、問題解決に取り組む人類社会の共同を成立させることになる。

### 3、社会問題の社会的機能

社会問題を左の図のように位置付けることが出来るだろう。まず、社会的出来事と社会問題の関係について。たとえば、失業者が通行人を無差別に刺すという事件があると、それは失業問題とか犯罪の増加という社会問題の現れ、一事例として「解釈」される。解釈できない事件に遭遇すると、しばしば社会はパニックになり、性急な解釈が無理やりに行われたりする(例えば、犯人が見つかるまでの、神戸の連続児童殺傷事件がそうであった)。逆に、事件が頻発することによって、はじめて社会問題が見えてくるということがある。このとき事件は社会問題を証示するものとなる。当初は、その社会現象は、社会問題としては「解釈」されておらず、たとえば、単なる偶然の不運とか個人的な問題などとして「解釈」されることだろう。しかし、あるときからそれが社会問題として「解釈」されるという仕方で、「社会問題」というものが社会的に構成されるようになるのである。たとえば、最近社会問題として認知され始めた「家庭内暴力」「児童虐待」などがこの例になるだろう。すべての社会問題は、具体的にある人(人々)が困窮するという社会的出来事として現象するので、社会的出来事と社会問題は常に密接に結びついている。

つぎに社会問題と社会運動の関係を説明しよう。塩原勉は、社会運動について次のよう

にまとめている。

「もしも、社会行為を組み立てている複数の構成素のどれかに障害、ストレインが生ずるならば、期待通りの社会行為は遂行できなくなり、したがってまた生活を遂行できなくなる。それに対しては、ストレイン源と見なされる特定の社会構成素を再構成しさえするならば、危機は一挙に解決するはずであるという「一般化された信念」が成長し拡大するであろう。こうして「ストレイン下にある人々は一つの一般化された信念によって社会秩序を再構成するために動員をおこなう」事になる。この非制度的動員こそ集合行動である」（塩原勉一九九四、一二一頁）

これをつぎのように言い換えることが出来るだろう。社会問題とその解決方法についての「一般化された信念」が成長すれば、その解決の実現を求める社会運動がおきる。社会的出来事(事件や事故など)が、社会運動が活性化するきっかけになるということもあるが、それは、社会的出来事が社会問題の現れとして解釈されることによって、社会問題の深刻さが広く知られることになるからである。社会問題は、社会運動の原因となる。逆にいうと、社会運動は、社会問題によって正当化されている。ある現象を社会問題として認めない人にとっては、社会運動はむしろ反社会的な行為と見なされることもある。(例えば、原発の安全性に不安を持たない人は、反原発運動を、反社会的な行為と見なしているかもしれない。)

さて、社会運動と社会制度はどのようにかかわるのだろうか。社会運動は、社会問題の解決の為にある制度の創設や改廃を目標にするということがある。しかし、社会運動の中には、制度の創設・修正を目標にしないものもある。たとえば、災害救援のボランティア活動のように、運動そのものが、社会問題の解決である場合がある。したがって、社会運動がすべて社会制度へ向かうとはかぎらない。また、社会問題は、いわゆる社会運動を経由せずに、直ちに社会制度の創設・改廃によって解決される場合もある。ところで、社会運動が、社会問題によって正当化されるのと同様に、社会制度は、社会問題の解決策としてのみ正当性を獲得することができる。

注：今にして思えば、この図には、次のような欠点があります。

\* 社会制度が社会問題を引き起こしている場合があるが、それが図の中には、書き込めていないこと。

\* <社会的な出来事><社会運動><社会制度>の3つは別の存在ないし現象ですが、社会問題と社会的な出来事は、別の現象ではなくて、同一の現象の異なる捉え方であるということ。したがって、<社会的な出来事>なのか<社会問題>なのかの分類に困る場合もある。たとえば、最近言われ始めた「ニートの増加」は、社会的な出来事なのか、それ自体が社会問題だというべきなのか、文脈によって異なる。(NEET=「Not in Employment, Education or Training」の略語で、英国の労働政策の中から生まれた言葉だといわれる。「ニート(無業者)」)

さて、社会問題が、その解決のためには大勢の取り組みあるいは社会の組織的な取り組みが必要な問題であるとすれば、その解決のためには、その解決策についての社会的な合意が必要であり、そのためには社会的な議論が必要になる。では、この種の議論は、どの

ように行なわれるのだろうか。

社会的な議論の空間としての公共性の問題と関連する。

#### 4、公共性とは何か（この4は、拙論「ボランティアと公共性」から転載加筆）

##### （1）個人を基礎にした「公共」概念の登場

「私」に積極的な価値を認める思想が、中国では明代末期（17世紀）に登場し、また西欧でも17世紀に登場する（溝口雄三、1980、1988、桜井哲夫、1998）。このことは、「相互的均としての公」などの新しい「公共」概念の登場を意味するものでもある。

もし個人主義の立場にたつて、共同体が個人の諸関係として成立しているとすれば、このとき諸個人の利害の総計ではないような共同体の利害＝公益がはたして存在するのだろうか、という疑問が生じる（足立幸男 1991 第一章）。もし、私益に還元されないような公益がないとすれば、私益と公益の対立は、実際のところは、少数者の私益と多数者の私益の対立であることになる。したがって、このような対立を「公益」の立場にたつて、解決することはもはや不可能である。そこでは、私益と私益の対立をいかなる原理で調停するのか、またその原理をいかなる仕方で決定するのか、ということが対立者に共通の課題であり、この共通の課題の答え（普遍的原理や原理の決定方法）やこれを可能にする条件こそが、公共のもの(koinonia、共通のもの)であることになるだろう。

個人の自由な活動の調整原理、あるべき秩序（正義）、これらが公共性の構成要素となる。これらの原理を社会的に決定する方法は、公共性の中のより普遍的な構成要素である。これは、理想的には自由な討議によって決定することである。そして、自由な討議を可能にする条件としては、討議がすべての人々に開かれているということがあろう。これを逆にいえば、他の集団、他の領域に属している者が、境界を越えて討議に参加するということである。この公開性（越境性）はさらに普遍的な構成要素である。以上をまとめると、公共性は、

- ①諸個人の自由（＝権利）を調整し秩序づける原理（普遍的な正義の原理）
- ②その原理を社会の中で決定するための討議
- ③その討議を可能にする条件としての公開性（越境性）

という三層からなるといえる。

このような公共性概念を、もう少し拡張しておきたい。公共性の構成要素を①②③に区別したが、その②自由な討議と③公開性（越境性）を備えていれば、それを「市民的公共性」と呼ぶことにしたい。上のように公開の自由な討議が、政治的な価値に関するものである場合には、それを「政治的公共性」とよび、文芸に関するものである場合には、「文芸的公共性」とよび、学問に関するものであるときには「学問的公共性」と呼ぶことが出来るだろう。17世紀に始まる近代科学革命が可能になった背景には、この「学問的公共性」の成立があったといえる。（たとえば、デカルトは学問を推進するために「公衆に伝達する」ことの重要性を指摘していた（望月太郎 1996）。）この他の分野にも公共性が考えられるかもしれない。

このような公共概念を明確に述べているのは、カントである。「理性の公共的使用とは、ある人が教養人として読書界の全公衆を前にして彼自身の理性についてなす使用を意味している。私のいう理性の私的使用とは、或る人が彼に委託されている市民的地位あるい

は公職において彼の理性についてなすことを許されている使用のことである。」(Kant 1784、訳 41、訳語を少し修正) カントは、将校、財務官、聖職者が職務をおこなっているときには、彼らは自由に討議することを許されておらず、命令や規則に服従しなければならないので、理性の私的な使用であるという。もちろん、彼らも一人の教養ある市民として、自由に討議するときには、公共的に理性を使用していることになる。ここでいう、「公共的」とは、上の②と③を備えた「市民的公共性」に他ならない。

## (2) 市民的公共性・市場・ボランティアの類似性

ハーバーマスは、近代西欧において都市の教養市民層によって形成された討議の公共空間を「市民的公共性」と名づけた。これは、上で述べた市民的公共性に当たるものである。経済活動が盛んになり、私益を尊重するようになるとき、個人を基礎にした公共概念が登場する。自由市場経済の発展を背景に、市民的公共性とボランティアは、ともに17世紀に登場したといえる。注2

ハーバーマスは、17世紀中ごろから、都市の教養市民層が、サロンやカフェで、また新聞や雑誌を通して、討議する討議空間が発生し、それによって政治への監査がおこなわれるようになったと指摘する。市民的公共性を担っていたのは、都市の教養市民層であった。自由な討議が行われる場所は、都市である。なぜ、村ではなく都市なのかといえば、そこで人々は、市場で人々が出会うときと同じように、個人として出会うからである。村では人々は、〇〇の息子、××の妻、などとして出会う。これにたいして、市場では、どこからやってきて、どういう動機で商品を買っているのかは問題ではない。その人がどのような商品をどのような値段で売なのか(あるいは買うのか)、ということだけが問題である。そこでは、人は、彼が属する集団とは無関係に個人として、あるいは物は、誰れがどのようにして作ったのかとは無関係に、商品として登場し、個人と個人、商品と商品の関係が生じる。討議や活動のための共同空間でも、重要なのは彼の発言内容であって、その人がどのような集団に属しているかではない。また、どのような動機から発言するのかということでもない。公共空間の中での発言は、誰によって話されるのかとは無関係に、その内容だけで判断され、他の発言との関係(一致-不一致、主張-反駁、主張-論拠、など)において検討される。

討議や経済活動と同じく、ボランティア活動もまた、その内容だけで評価される。それが誰の誰に対する行為であるかということとは重要ではない。同じ行為であっても、する人によって、その行為の意味や行為に対する評価が変わるということはない。ボランティアの人間関係は、市場での人間関係と同じく、個人と個人の関係になる。市場で客が商人から商品を買うときに、両者は、相手が今までどこで何をしていたのか、ということをもっとく知る必要がない。ボランティア活動でも事情は似ている。我々は、いっしょにボランティア活動をしていても、お互いの経歴を知らないことがおおい。その人が会社の重役であろうと、失業者であろうと、彼/彼女のボランティア活動にたいする評価が変わるわけではない。彼らは、重役、失業者、主婦などとして出会うのではなくて、個人として出会うのである。ある問題意識を共有して、その問題解決のための活動に協力できるかどうか、が重要なのである。

ボランティアは、市場での商品と同じく、物語をもたない。市場の商品は、どこで誰に

よって作られ、どうやってそこに運ばれてきたのか、ということをもまったく捨象して、そこにある。これと同様に、ボランティアも、例えば英語ができるという能力を使って活動するときに、どこでどうやってその能力を獲得したのかという彼女／彼の歴史（物語）はまったく捨象される。ボランティアとしての個人は、そのような経歴を捨象して、現れる。彼は、そこで別の新しい物語を始めるのだともいえる。うまくいったときのボランティア活動には、いわばゼロから始める解放感と個人として承認されるという喜びがある。ゼロから個人として始めるということが、ボランティア活動が、なによりも自発的（ボランティア）な行為として表象されてきた理由である。（注）

注：ここに、中野敏男が指摘するボランティアの危険性がある。中野敏男は、ボランティアの自発性が抽象的であることの危険性を、容易周到な議論で非常に鋭く指摘した。「要するに、「ボランティアという生き方」の称揚とは、このように抽象的な「ボランティア主体」への動員のことなのであり、この主体＝自発性は、抽象的であるがゆえにかえって、「公益性」をリードする支配的な言説状況にどうしても親和的にならざるをえない仕掛けになっているのである。」（中野 1999 p. 88）私は、ボランティアにつきまとうこの危険性を常に意識しておくことの重要性を積極的に認めたい。なぜなら、ボランティア活動は多様であり、その多様な活動を包み込まなければならぬ「ボランティア」という概念の中に、国家システムへの動員を阻止できるような明確な原理を見つけることは困難だからである。

このようなボランティアの弱点を克服するためには、次の2点が重要になるだろう。

1、ボランティア自体が、その活動の重点を、「公益性」をリードする支配的な言説状況を作り出す」ことに置くことである。つまり、ボランティアのアドヴォカシー活動がきわめて重要である。

2、ボランティア活動が、国家システムへの動員になってしまう危険性をさけるためには、ボランティアが、グローバルに考え、グローバルに連帯することが、重要である。

このように個人と個人が自由な活動空間の中で出会うという点において、市民的公共性も自由市場もボランティアも同じである。この三つに共通なのは、活動が開かれているということである。これは、市民的公共性の条件の一つとして上げた③公開性（越境性）である。しかし、ボランティアは、非営利活動であるという点において、市場での経済活動とは異質である。では、ボランティアは、市民的公共性とはどのような関係にあるのだろうか。

ボランティアの活動は、社会の役に立つ活動であり、社会正義を実現する活動であるといえるだろう。それゆえに、その活動は、社会正義に関する政治的公共性と深く結びついている。例えば、ボランティアが生活困窮者を助けるときには、ひとはある程度の健康的で文化的な生活が保証されるべきだという権利や正義についての規範意識がある（場合によっては、単に「かわいそうだから」という感情に基づく行為として理解されているかも

しれないが、その感情は上のような規範意識と不可分である)。彼の活動が、支援している相手や第三者に承認されるということは、それと結合している彼の社会正義に関する考えも承認されるということである。ほとんどのボランティア活動は、組織によって行われるが、組織の中では、活動の目的や仕方についてつねに繰り返し自由な討議が行われる。また、奉仕・支援の相手とも、奉仕・支援の内容について話し合いが行われる。またボランティアは、その活動に対する一般の人々の支援を求めて、主としてミニコミや講演会などによって広く人々に訴えるということを盛んに行なっている。活動についてのこのような開かれた自由な討議は、ボランティア活動の本質的な構成要素である。このような言論活動抜きのボランティア活動というものは、ほとんど考えられない。そして、そこで議論されているのは、些細なことであっても、社会正義ないし政治的諸価値に関することである。それゆえに、ボランティアは、市民的公共性の担い手の一部なのである。否それどころか、ボランティアは、市民的公共性の中心的な担い手である。なぜなら、国益は、他の国の国益と対立するものであり、私的な利益の一種だからである。

このようにして、市場経済と公共性とボランティア活動は、ともに17世紀に登場した。これは単なる偶然の一致ではない。市場経済は、その正当化のために所有個人主義を必要とし、それにともない人権思想や、市民的公共性が発生したのだと考えられる。そして、冷戦の後になって、市場経済が飛躍的に発展し始めると同時に、ボランティア活動と公共性もまた復活したのである。

ちなみに、経済活動は、言葉ではなく貨幣をコミュニケーション・メディアにしているので、上に述べた市民的公共性の条件③公開性(越境性)を備えているが、条件②自由な討議、を備えていない。つまり、市民的公共性をもたないのである。

## 5、ボランティアの社会の中での位置付け

以上の考察を踏まえて、ボランティア活動の社会における位置付けについて考えたい。

### (1) 第三セクターとしてのボランティア活動

ボランティア活動を社会の中に位置付ける議論の中に、第三セクター論がある。これは、行政という第一セクター、企業という第二セクターに対して、市民セクター(あるいは非営利セクター)という第三セクターを担うものとしてボランティア活動を捉える議論である。ボランティア団体は、行政と対比されるときにはN G O (Non governmental organization)とよばれ、企業と対比されるときにはN P O (Non profit organization)と呼ばれることがおおい。

この第三セクター論では、ボランティア活動を、次のどちらかで理解している。

①ボランティア活動は、行政の失敗と企業の失敗を補うものである。

②行政セクターや企業セクターは、市民活動の限界を補うために発生したものであり、人間社会は、そもそも市民のボランティア活動によって成立していた。

このいずれの立場をとるにせよ、第三セクター論には、次のような欠点があるようにおもわれる。まず、ここでは、ボランティア活動として主としてサービス型ボランティアが、想定されており、アドヴォカシー型ボランティアが十分に視野に入っていないということである。つぎに、第三セクター論では、ボランティア活動は、社会の中である課題を引き

受け、一定の成果を目指すものとして理解されている。しかし、かりにサービス型ボランティアにかぎったとしても、ボランティアの意義には、問題に苦しんでいる人を直接的にサポートして、問題解決を図るということだけでなく、その直接的な交流の中で互いに個人として承認し合うということがある。この相互承認の側面が、十分に考慮されていない。

注：「NPO」とは、「非営利組織」であり、そこには、大学や病院や美術館なども含まれている。そして、これらの活動は、有給スタッフによって行われている。これに対して、VO（ボランティア組織）は、専従スタッフをもつ場合であっても、その活動の主体はボランティアによって担われている。つまり、VOは、NPOの一部であるに過ぎない。この「第三セクター論」でのNPOをVOだけからなるものとして理解するとすれば、それは誤りである。

## （2）市民的公共性としてのボランティア活動

ボランティア活動は、社会の中で何かの課題を引き受けて、ある一定の成果をあげることよりも、より基本的なところでは、その活動の中で、人と触れ合い、同じ人間として認め合い、生きる力を分かち合うということに重要な意味があるのだとすれば、それは成果を志向する活動と言うよりも、相互了解や相互承認を志向する活動である。市民的公共性というものが、権利や正義の実現を目指す活動を含む、自由な討議と公開性であるならば、ボランティア活動はおそらくその中心に位置することになる。ここでは、この市民的公共性が支配している社会空間を市民的公共圏と呼ぶことにしたい。市民的公共圏のなかには、政治的公共圏や文芸的公共圏、学問的公共圏などが含まれる。ボランティア活動は、主として政治的公共圏に属するが、しかし文芸的公共圏や学問的公共圏に属するボランティア活動も生まれつつある。

## 6、市場と公共性から排除されるもの——親密圏、あるいは個人の物語

市場と市民的公共性とボランティア活動に共通の特徴として「公開性」を指摘したが、そこにはもう一つの共通性がある。それは、そこでは個人の物語が、考慮されないということである。

市場では、個人は、他の個人と同様に、商品所有者ないし契約の権利主体として形式的に承認される。しかし、個性を持った個人として承認されるのではない。彼は、自分の個性を、彼が所有する商品の中に見つけることも出来るが、それは彼にとってのことであっ

て、他の人にはそれはただの商品であり、商品としての品質と値段が吟味されるにすぎない。

公共的議論において、議論参加者の物語は、議論に影響しない。もちろん社会問題は、誰かにとっての個人の問題でもあり、個人の問題は、彼の物語の一部である。そして、問題当事者から事情を聞くことは、社会問題を理解するために不可欠である。公共的討議において、問題当事者が、当事者としての発言を求められるときには、彼の当事者としての物語が問題にされ、議論される。しかし、問題当事者が、その問題についての公共的議論に参加するとき、彼の発言は、彼が当事者であるかないかを考慮せずに、論じられる。たとえば、原発の危険性について議論するとき、彼がどこに住んでいるのかは、彼の発言の評価には関係しない。

ボランティア活動でも同様であり、前述のように、その人がどのような人間でありそのような歴史を持っているかは考慮されず、その活動内容だけが、評価されるのである。

もちろん、会社でも、学会でも、ボランティア活動でも、長く活動していれば、互いに個人史を知ることになり、親密な人間関係が発生するだろう。しかし、それはそれらの活動に本質的な事柄ではない。会社や学会と同じく、ボランティア活動もまた、「親密圏」には属さない。ここでいう「親密圏」とは、個人が、互いの個人史を知っており、互いの個人史へ参加しあう形で、交流する人間関係、である。

## 7、ボランティアと社会問題

### (1) 社会問題に関する二種類の議論——理性的な討議と利害調整の協議

社会問題の解決策を議論するときには、まず理性的な討議が行なわれる。この理性的な討議においては、誰でも平等に討議に参加することが出来る。この理性的な討議においては、討議参加者の出自は無関係である。

しかし、理性的な討議によって一つの答が得られないとき、そしてそれにもかかわらずなんらかの合意が必要である場合には、その問題の利害当事者が「協議」によって決定するしかないだろう。この「協議」に参加できるのは、その結果を引受けることになり、またその結果に責任を持つ問題の当事者に限られるべきであろう。

「協議」とは、理性的な討議によって答は出ないが、しかし何らかの答を出す必要があるときに「思慮」にもとづいて行なわれる議論である。利害当事者が彼らの利害を考慮して行なうものであり、その意味でこれは「私的な議論」である。

### (2) 協議の分類

協議を次の三種類にわけることが出来る。

協議1：参加者の利害は、直接に関係しない。

協議2：参加者の利害が、調整される。

協議3：参加者の利害が、調整され、個人史が考慮される。

1の例：会社の営業会議では、会社の利害を考慮するが、参加者の利害は、直接には考慮されない。また、参加者の個人史は、問題にならない。

2の例：マンション建設について、地権者と住民が話し合うとき、彼ら自身の利害の調整が行なわれる。このとき、住民の利害は、考慮されても、住民一人一人の歴史が取上げら

れるわけではない。

3の例：夫婦が離婚協議をするとき。子供が、家族に、大学院に進学するか、就職するか  
の相談をするとき。

### (3) ボランティアの社会問題への関わり方

#### (a) 社会問題の議論に関わる。

(i) 公共的な討議に参加する

(ii) 協議にオブザーバーとして参加し、「公正な協議」が行なわれるようにサポ  
ートする。

純粹に理性的な討議によって結論が出る事柄は、社会問題に関しては殆どないというの  
が現実であろう。しかし、理性的な討議によって限定できる事柄が、全くないという場合  
にもおそらく存在しないだろう。そうだとすれば、ボランティアの社会的な議論に対する  
関わりの(i)と(ii)は、殆ど常にともなっているといえそうである。

#### (b) 社会問題の事例としてのある個人問題に関わる。

社会問題は、それで困っている人にとっては、個人の問題でもある。その個人の問題の  
支援に当たるボランティア活動もある。福祉に関わるサービス型ボランティアは、これに  
属する。他にも、人権侵害を受けた被害者の救済に当たるボランティア活動もこれに属す  
る。この場合には、ボランティアは、あるライフヒストリーを背負った一人の人間に向き  
合うことになる。この場合に、相手との間に親密な関係が出来る場合もある。しかし、医  
者が患者と親密な関係になるとは限らないように、また教師が生徒と親密な関係にな  
るとは限らないように、親密な関係になるとは限らないし、それが必要であるとも限ら  
ないだろう。

### (4) 「公正な協議」の条件とは何か？（これは、まったくの未完成です）

条件1：理性的な討議の結果が、協議の場でも尊重されること

条件2：参加すべき人が参加しており、参加すべきでない人が参加していないこと。

条件3：公正な第三者からみて、その合意の内容が、不当でないこと（?）。

### 議論の分類（これも未完成です）

	理性的討議 公共的議論	利害調整の 協議 私的議論
誰でも傍聴でき、誰でも参加でき、自由に、	1、世界社会フ ォーラム、2チ ャンネル	×
誰でも傍聴でき、誰でも参加でき、ある前提の上で	×	×
誰でも傍聴でき、特定の人参加でき、自由に	2、国会審議、 学会	×

誰でも傍聴でき、特定の人が参加でき、ある前提の上で、	3、裁判（これは憲法を前提）	予算委員会
特定の人が傍聴でき、特定の人が参加でき、自由に	研究会	離婚協議
特定の人が傍聴でき、特定の人が参加でき、ある前提の上で、	少年審判 会社の戦略会議？	家族会議 会社の戦略会議？

注：ある問題を議論するとき、それをどのような仕方で議論するかについて、決定するのは、誰がどのように行なうのだろうか？

(a) 理性的な討議が、協議に優先すべきであるとすれば、討議／協議の区別は、理性的な討議が可能／不可能の区別になる。この区別をするのは、理性的な討議である。

(b) 誰でも参加できるのか／特定の人が参加するのか、という区別は、誰がどのように行っているのか？

注：参加者が限定される仕方にはどのようなものがあるのか？

(1) 問題の利害当事者（ないしその代理人、代表者）に限られる。

家族会議、国会

(2) 問題の解決策の決定の結果にたいして責任をもつ当事者に限られる。

株主総会

(3) 問題の利害当事者を除外すべきであるという場合がある。

審議会

(4) ある資格を持った人に限られる。

学会

例えば、中学校で来年の修学旅行先を決定するというとき、(1)生徒は、利害当事者である。しかし、生徒は、その決定の結果に対して責任をもたない。(2)それに責任を持つのは、最終的には学校長(?)である。(3)旅行代理店は、利害当事者である。彼らは、最も利益の大きな企画を考えるだろう。しかし、彼らは協議には参加できない。

## 8、最後に

「社会問題」のテーマを「物語論」に連結すること、「公共性」と市場メカニズムとの比較検討を進めて「グローバリズム」について考えること、これを次の課題にしようと思っています。

### <参考文献>

塩原勉 1994、『転換する日本社会』新曜社 一九九四年。

中野敏男 1999 ボランティア動員型市民社会論の陥穽 現代思想、VOL. 27、5月号、

72-93.

足立幸男 1991 政策と価値 ミネルヴァ書房

望月太郎 1996 デカルトにおける公的なものと私的なもの 日本倫理学会編『倫理学年報』第45集、1996 49-64

Kant I. 1784 Was ist die Aufklaerung? (啓蒙とは何か 『カント全集』第13巻 理想社 1988)